

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00032 沿革（略） <u>令和2年9月4日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書の対象となる契約（以下「対象契約」という。）に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00032 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書の対象となる契約（以下「対象契約」という。）に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>第1条～第14条（略）</p>	<p>第1条～第14条（略）</p>	
	<p><u>（保険金請求権の消滅時効の中断申請）</u> <u>第15条 保険金請求人は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第12による貿易一般保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</u></p>	
<p>（決済期限前の請求） 第15条 被保険者は、約款第28条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第12による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>（決済期限前の請求） 第16条 被保険者は、約款第28条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第13による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>（回収協力義務の履行状況の報告） 第16条 被保険者は、約款第34条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第13による貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の全部又は一部の支払を受けた日（第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただ</p>	<p>（回収協力義務の履行状況の報告） 第17条 被保険者は、約款第34条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第14による貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の全部又は一部の支払を受けた日（第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただ</p>	

新	旧	備考
<p>し、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>し、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	
<p>(回収金の納付)</p> <p>第17条 被保険者は、約款第35条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を対象契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第14による貿易一般保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収金の納付)</p> <p>第18条 被保険者は、約款第35条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を対象契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第15による貿易一般保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(回収に要した費用の負担)</p> <p>第18条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別紙様式第15による貿易一般保険回収費用負担申請書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収に要した費用の負担)</p> <p>第19条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別紙様式第16による貿易一般保険回収費用負担申請書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(相殺)</p> <p>第19条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(相殺)</p> <p>第20条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(権利行使等の委任)</p> <p>第20条 被保険者は、約款第33条第1項又は第39条第1項若しくは第2</p>	<p>(権利行使等の委任)</p> <p>第21条 被保険者は、約款第33条第1項又は第39条第1項若しくは第2</p>	

新	旧	備考
<p>項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第16-1による貿易一般保険権利行使等委任状又は別紙様式16-2による貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第17-1による貿易一般保険権利行使等委任状又は別紙様式17-2による貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(指示書) 第21条 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をするを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。 一 日本貿易保険は、被保険者が約款第26条第1項の規定に基づき別紙様式第16-1による貿易一般保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。 二～三 (略)</p>	<p>(指示書) 第22条 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をするを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。 一 日本貿易保険は、被保険者が約款第26条第1項の規定に基づき別紙様式第17-1による貿易一般保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。 二～三 (略)</p>	
<p>(回収納付金の返還請求) 第22条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第17による貿易一般保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(回収納付金の返還請求) 第23条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第18による貿易一般保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(電子情報処理組織を使用した申込等) 第23条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成29年4月1日 17-制度-00090）によるものとする。 <u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年10月1日から実施する。</u></p>	<p>(電子情報処理組織を使用した申込等) 第24条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成29年4月1日 17-制度-00090）によるものとする。</p>	
<p>別表 1</p>	<p>別表 1</p>	

新			旧			備考
提出先は、本店とする。			提出先は、本店とする。			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1 - 1	貿易一般保険包括保険（鋼材） 申込書	1	1 - 1	貿易一般保険包括保険（鋼材） 申込書	1	
1 - 2	貿易一般保険包括保険（鋼材） 一般案件申込書	1	1 - 2	貿易一般保険包括保険（鋼材） 一般案件申込書	1	
1 - 3	貿易一般保険包括保険（鋼材） 変更通知書・変更承認申請書・ 保険期間延長通知書	1 (1)	1 - 3	貿易一般保険包括保険（鋼材） 変更通知書・変更承認申請書・ 保険期間延長通知書	1 (1)	
2 - 1	貿易一般保険包括保険（鋼材） 訂正承認申請書	1	2 - 1	貿易一般保険包括保険（鋼材） 訂正承認申請書	1	
2 - 2	貿易一般保険包括保険（鋼材） 一般案件訂正承認申請書	1 (1)	2 - 2	貿易一般保険包括保険（鋼材） 一般案件訂正承認申請書	1 (1)	
3 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	3 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	
3 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	3 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	
4	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	4	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
5	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	5	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
6 - 1	貿易一般保険（船積前） 損失発生通知書	1 (1)	6 - 1	貿易一般保険（船積前） 損失発生通知書	1 (1)	
6 - 2	貿易一般保険（船積後） 損失等発生通知書	1 (1)	6 - 2	貿易一般保険（船積後） 損失等発生通知書	1 (1)	
6 - 3	貿易一般保険（増加費用） 損失発生通知書	1 (1)	6 - 3	貿易一般保険（増加費用） 損失発生通知書	1 (1)	
7 - 1	貿易一般保険（船積前） 入金通知書	1 (1)	7 - 1	貿易一般保険（船積前） 入金通知書	1 (1)	
7 - 2	貿易一般保険（船積後） 入金通知書	1 (1)	7 - 2	貿易一般保険（船積後） 入金通知書	1 (1)	
8	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	8	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
9	貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	9	貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
10 - 1	貿易一般保険（船積前） 保険金請求書	1 (1)	10 - 1	貿易一般保険（船積前） 保険金請求書	1 (1)	
10 - 2	貿易一般保険（船積後） 保険金請求書	1 (1)	10 - 2	貿易一般保険（船積後） 保険金請求書	1 (1)	
10 - 3	貿易一般保険（増加費用） 保険金請求書	1 (1)	10 - 3	貿易一般保険（増加費用） 保険金請求書	1 (1)	
11	保険金請求経緯書	1 (1)	11	貿易一般保険保険金請求経緯書	1 (1)	
<u>12</u>	貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)	<u>12</u>	貿易一般保険時効中断承認申請書	<u>1</u>	
<u>13</u>	貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	<u>13</u>	貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)	
<u>14</u>	貿易一般保険回収金通知書	1 (1)	<u>14</u>	貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	
<u>15</u>	貿易一般保険回収費用負担申請書	1 (1)	<u>15</u>	貿易一般保険回収金通知書	1 (1)	
<u>16</u>	貿易一般保険回収費用負担申請書	1 (1)	<u>16</u>	貿易一般保険回収費用負担申請書	1 (1)	
<u>16</u> - 1	貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)	<u>17</u> - 1	貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)	

新			旧			備考
16 - 2	貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	17 - 2	貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	
17	貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)	18	貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>			<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>			
別表2～別表5 （略）			別表2～別表5 （略）			